



2023年11月22日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 藤 澤 信 義
(コ ー ド	8 5 0 8 ス タ ン ダ ー ド 市 場)
問 い 合 わ せ 先	執 行 役 員 経 理 部 長 小 田 克 幸
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

これまでにお知らせしておりますとおり、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「Jトラストアジア」といいます。）は、GLが計3回にわたって発行した転換社債（総額210百万米ドル。以下、「本件転換社債」といいます。）の引受け等により生じた損害の賠償をGL及びその関係先等に対して求めてきたところです。

Jトラストアジアは、シンガポールにおいては、GLの完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏ほか4者（以下、総称して「被告ら」といいます。）に対して損害賠償を求める訴訟を提起しており、2020年10月に得た判決（以下、「2020年判決」といいます。）に基づく請求権70,006,122.49米ドル及び131,817.80シンガポールドルの全額並びにこれらに対する経過利息について、2021年7月までに回収を完了しておりますが、2020年判決においては、本件転換社債のうち130百万米ドル部分については、判決言渡しの時点で償還期限が未到来であったため当該部分に係る損害賠償請求は認められておりませんでしたので、転換社債の償還期限経過後の2021年8月に改めて訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起しておりました。

本件訴訟については、2023年4月、シンガポール高等法院は、被告らに対して、連帯して124,474,854米ドル（約18,547百万円 1米ドル=149円で換算）及びこれに対する2021年8月1日からの利息の支払い等を命じる判決（以下、「第一審判決」といいます。）を言い渡しておりましたところ、被告らは、第一審判決を不服として上訴しておりましたが、本日、シンガポール高等法院上訴部（the Appellate Division of the High Court）は被告らの上訴を棄却し、第一審判決を維持する判決を言い渡しました。

当社グループといたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、損害の回収に最大限努めてまいります。

以 上